

兼業農家の集落営農への 取り組みについて

河田 晃明議員

・質問 平成十九年度から、
現行の麦作経営安定資金や大豆
作経営安定対策、米の担い
手安定対策などは、認定農業
者や集落営農組織などの担い
手を対象とした経営安定対策
に転換される。水田農業を支
える担い手不足が深刻化する
なか、兼業農家の集落営農化

に対する市の支援について伺
いたい。

・答弁(経済環境部長)

平成十七年三月に、国は農
業に対する新たな基本計画を
策定し、平成十七年十月、経
営所得安定化対策等大綱を定
め、今後重点的に取り組むべ
き課題や施策を明らかにした

ところである。

その中心となる施策が、平
成十九年度から実施される担
い手や集落営農組織に対して
施策を集中する品目横断的経
営安定対策の創設である。

具体的内容については、
作物、品目別ではなく、担い
手の農業経営全体に着目し、
諸外国との生産条件の格差を
是正するために直接支払いを
導入するとともに、販売収入
の変動が経営に及ぼす影響を
緩和する対策を実施するもの
である。

兼業農家がほとんどを占め
る羽生市の農業の現状では、
本制度の実施は、小規模農家
が切り捨てられ、その結果、
農地が耕作放棄され、農村の
集落が崩壊してしまうのでは
ないかということが懸念され
るが、こういった兼業農家や
小規模農家の皆さんには、こ
の制度の受益を受けるために
ぜひ、集落営農の組織化に参
加していただくとともに、市
としてもこの制度を推進する
ことにより、将来の羽生市に
おける営農の確立を図ってい

きたいと考えている。

その他の質問

・協働のまちづくりと自治基
本条例について
・成人式での国家斉唱につい
て



危機管理と 市長の不在について

永沼 正人議員

・質問 本市では、市長の病
気療養による不在が続いてい
るが、大規模災害などの有事
の際、責任者の不在は危機管
理上、致命的な欠陥を露呈し
かねない。地方自治法の規定
に基づき、助役を職務代理者
にするべきと考えるが、見解
を伺いたい。

・答弁(助役)

地方自治法第五十二條第
一項の規定では、「普通地方
公共団体の長に事故があると
き又は市長が欠けたときは、
助役がその職務を代理する。」
となっている。

この「事故あるとき」の一
般的な解釈は、長が長期また

は遠隔の旅行、病気その他何
らかの事由により、その職務
をみずから行い得ない場合に
いうとされている。

具体的な判断のひとつとし
て、長がみずから意思を決定
し、その事務処理について、
職員を有効に指揮監督し得る
か否かという点にあると考え
ている。

今回の場合、今成市長は病
気療養のため昨年の十二月十
三日に緊急入院し、現在の病
状は快方に向かつており、体
力の回復を待って復帰の準備

を進めているところである。

現在のところ市長の職務に
ついては、重要案件以外のもの
については私が代決をし、
重要案件については、市長に
面会、あるいは電話で指示を
仰ぐという形をとっているた
め、市長の職務に関しては、
意思決定や指揮監督に支障を
来たすことはない認識して
いる。

また、大規模災害の際に市
民の生命と安全を守ることは
市政を担うものとして最重要
課題であり、最優先事項であ

その他の質問

・伊勢崎線の利便性低下の危
機 半蔵門線が羽生駅に乗り
入れないことについて
・藍のまち羽生さわやかマラ
ソン大会の更なる発展への提
案